



京
税
協
会

平成15年9月25日 第102号
発行所 京都税理士協同組合
发行人 上田玲子
編集人 井上玲子
電話 (075) 32-18455
E-mail kyozei@kyozei.or.jp
京都市中京区御前通高辻角
電話 (075) 32-18455
E-mail kyozei@kyozei.or.jp

第31回通常総会開催 全議案を承認可決

京都税理士協同組合の第三十一回通常総会が、七月二五日京都ホテルオークラにおいて開催された。吉澤俊二専務理事の司会により、本年度中にご逝去された組合員の氏名が読み上げられ、上京支所小山守組合員（都山流竹琳軒大師範小山青山）が奏でる尺八の音と共に黙祷を捧げ、ご冥福をお祈りした。

廣瀬伸彦副理事長が開会を宣言し、上田寛理事長が挨拶を述べた。

司会者から期末現在の組合員数一、四三三名、本人出席者数一四一名、議決権行使による出席者数八四六名、合計一、〇八七名の出席があり本総会が成立した旨報告された。

また、議長の選任を諮ったところ、司会者一任の声により村山佳也組合員を指名し議事に入った。

第一号議案 第三十期事業報告及び財務書類承認の件について、事業報告は田中守総務担当専務理事により行われ、財務報告については二股茂財務委員長の説明の後、久



チャリティーゴルフコンペ開催
**VIP君・ランちゃん
チャリティーゴルフ
京都大会**

平成15年10月2日(木)
瀬田ゴルフコース

奮ってご参加下さい！
《お待ちしてま～す》

第三号議案 役員任期満了に付き改選の件について、定款第三十条第六項ただし書の検討特別委員会の設置当初からの経過についてわかりやすい説明があり、財務報告においても、新会館取得により発生した資産科目について詳細な説明があった。

第二号議案 第三十二期事業計画及び收支予算承認の件についても各々提案がなされた。第二号議案でも、新会館取得完了に伴う諸費用約一、三〇〇万円が、一般管理費各費目に入れられていることなどが報告された。

活発な質疑応答、意見交換の後、四議案とも原案どおり承認可決され、議長は議事の終了を告げ降壇した。続いて新役員、理事長は議事として上田寛理事長より挨拶が終了を告げ降壇した。

最後に栗田正雄副理事長より祝辞をいたいた。その後来賓の方々からご祝辞をいたいた。最後に栗田正雄副理事長より無事終了した。

理事長就任にあたり

理事長

上田 寛

理事長に再任されました、上田寛でございます。大変光栄に存じますとともに、その責任の重大さを厳粛に受け止め、組合員各位の負託にお応えするため、微力ではありますけれども、誠心誠意勤めて参る所存でございます。基本的に京税協の三十年にわたる長い歴史に培われた伝統を継承し、組合員のための組合として、活躍員委員の先生方と一致協力、組合員各位のご理解と、ご協力を得て遂行していかなければならぬと考えています。

組合員諸先生のご支援ご協力を心からお願い申し上げます。

前記より、会館建設の大きなプロジェクトを抱えている関係から、役員改選期でありましたが、基本問題検討特別委員会、建設委員会の委員は全員留任していただき、目下、二月末竣工を目指してそれぞれ担当の仕事を鋭意取り組んでいただいておりますが、旧会館の売却、新会館の建設と大きな問題であるだけに、順風満帆とはいきかず、夫々大変方向にあり、懸念はありません。二月には公共的使命を担

う税理士の社会的地位を象徴する重厚な品格ある新会館、

また組合員の利便に資するところに、税理士の社会的活動の拠点となる会館が出現します。ご期待下さい。

新年度の事業計画は各部門とも前年を踏襲していますが、新会館取得による建設資金の調達、会館運用規定の整備、会館竣工式典と竣工披露祝賀会の実施、ほか建設に係る諸事業、改正税理士法との整合を図るために、懸案となつてい

た組合の改定その他関係諸規定の改定、組合の事業内容の周知徹底と事業拡大発展のためのオリエンテーション開催等の事業が、各部門が協調して行う今期中の新しい事業となっています。なお今後の増加する資金需要を賄うため、特に収入を担う保険部門、事業部門においては、諸事業の充実発展を期して新しい施策を積極的に展開して参りますので、組合員各位におかれましては、相互扶助の精神のもと強力なご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

税理士の業務の独占性、社会的有用性を考えると、組合員の総力を結集して建設す

る組織再編税制の中の三〇%の知識を持っている税理士が、一〇%から二〇%になってしまったんじやないかという気がするんです。税理士に税法のことを聞いても答えられない時代が来てしまったんじやないか、それがここで終わるんじゃないですか終わらないんですね。延々と続きそういうのがこのテーマを取り上げた趣旨なんです。

三日前に七回目の商法改正が成立しました。これで終わるんではなくて、まだ改正が予定されているそうですので延々と続くんじゃないかと思います。商法が改正になると、続いて税法も改正になる。これについて弁護士、税理士はどう対応すべきか、ということとは非常に難しい時代になってしまったのではないかと思います。たとえば弁護士で商法改正について改正商法の二〇%部分を理解してある税理士にとっては、一〇%もいない

うのが株主代表訴訟ですけどね、そうしましたらその訴訟中に日本興業銀行は、第一勧業銀行と富士銀行と一緒にしてみずほホールディングスの株主を作つちゃったわけです。するとこの原告になつてたAさんは興銀の株主だったんだけれど株式交換されてしまつたのでみずほホールディングの株主になつちやつたんです。そしたら興銀の株主代表訴訟の原告適格を失つちゃつた、と判決は言うわけです。

それで裁判却下になつちゃつたんですよ。その事件自体小さな事件だつたんですけど、次に大和銀行が、やはりその持株会社を作りましたよね。それは実際には組織再編成と

いうことになつているけれど、まさに代表訴訟対策ではないか、と言いますのは、大和銀行はニューヨークでデリバティブに失敗して何千億の損害を受けましたよね。そのことに

関して取締役が八三〇億の賠償判決を大阪地裁で受けたんですよ。株主代表訴訟で八三〇億という判決なんて、びっくりするほど大きい額なんですね。それから大阪高裁

すけどね。それから大和銀行と持株会社を一緒に作つて、興業銀行と大和銀行の人達で、にいつて争つてるときに、大和銀行は他の銀行と持株会社を一緒につけて、興業銀行と同じ形にしちゃつたわけなん

です。株主代表訴訟の株主の原告適格をはずしちゃつたわけです。たぶん大和銀行はこの訴訟の対策のためにホール

京都税理士協同組合 第31回通常総会記念講演会

最近の商法改正と税理士

—中小企業に与える影響—

講師 弁護士・公認会計士 関根 稔先生



世の中にはこういうことを悪用する人がいまして、どういいました。たとえば弁護士、税理士はソニーという会社がありま

ります。ソニーの株主がいるでしょ。ソニーの市場にも別に上場しているソニーが、ソニーの子会社にするためのジックを子会社にするための制度だと。つまりソニーも

市場には株主がいるわけですね。ソニーのジックにもあります。たとえば弁護士で商法改正について改正商法の二〇%部分を理解してある税理士にとっては、一〇%もいないう人達かと言いますと、日本興業銀行と大和銀行の人達です。日本興業銀行に対して株主代表訴訟がおきてたんですね。それから大和高裁すけどね。それから大和銀行と持株会社を一緒に作つて、興業銀行と大和銀行の人達で、にいつて争つてるときに、大和銀行は他の銀行と持株会社を一緒につけて、興業銀行と同じ形にしちゃつたわけなん

です。株主代表訴訟の株主の原告適格をはずしちゃつたわけですね。それから大和銀行はこの訴訟の対策のためにホール

ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つといふことになると、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題になるとかもしませんが、子会社から、つまり興銀からホールディング会社は配当もらいましてね。たとえば一〇〇億の配当もらう、それは益金不算入だと、だからホールディング会社は課税所得がない、でもそこでいろんな経費がかかるから経費を支出すると、そこで税務上どうなるのかな、とちょっと不思議に思っているんですけど。

次に時価主義会計の導入ですが、私が簿記や会計を習った時には、取得原価主義があたりまえの話でして、時価主義会計なんか全くなかった。それがいつの間にか時価主義として思ってたんですね。ある参考書を読みますと、ある参考書を読みますと、時価主義会計なんて不可能じゃないか、て思ってたんですけど、ある参考書を読みますと、なるほど時価主義会計は必要なんだとthoughtいました。と言

ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つといふことになると、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題になるとかもしませんが、子会社から、つまり興銀からホールディング会社は配当もらいましてね。たとえば一〇〇億の配当もらう、それは益金不算入だと、だからホールディング会社は課税所得がない、でもそこでいろんな経費がかかるから経費を支出すると、そこで税務上どうなるのかな、とちょっと不思議に思っているんですけど。

次に時価主義会計の導入ですが、私が簿記や会計を習った時には、取得原価主義があたりまえの話でして、時価主義会計なんか全くなかった。それがいつの間にか時価主義として思ってたんですね。ある参考書を読みますと、ある参考書を読みますと、時価主義会計なんて不可能じゃないか、て思ってたんですけど、ある参考書を読みますと、なるほど時価主義会計は必要なんだとthoughtいました。と言

ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つといふことになると、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題になるとかもしませんが、子会社から、つまり興銀からホールディング会社は配当もらいましてね。たとえば一〇〇億の配当もらう、それは益金不算入だと、だからホールディング会社は課税所得がない、でもそこでいろんな経費がかかるから経費を支出すると、そこで税務上どうなるのかな、とちょっと不思議に思っているんですけど。

次に時価主義会計の導入ですが、私が簿記や会計を習った時には、取得原価主義があたりまえの話でして、時価主義会計なんか全くなかった。それがいつの間にか時価主義として思ってたんですね。ある参考書を読みますと、ある参考書を読みますと、時価主義会計なんて不可能じゃないか、て思ってたんですけど、ある参考書を読みますと、なるほど時価主義会計は必要なんだとthoughtいました。と言

ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つといふことになると、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題と見なればいけない。それ

ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つといふことになると、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題と見なればいけない。それ



ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つといふことになると、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題と見なればいけない。それ

ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つといふことになると、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題と見なればいけない。それ

ちがう会社に渡せるわけです
から。昔みたいに全部の合併
だけじゃなく一部の合併がで
きるということです。次は分
社型分割で新設分割、これは
現物出資による新会社の設立
と同じです。そして分社型分
割で吸收分割、これは現物出
資による既存会社への増資で
す。ということで、先ほどの
株式交換は二つの名前の一つ
の制度だったんだけれど、こ
の分割というのは、名前は同
じの四つの制度です。だから
これを分けて考えないと、分
割という言葉を使つた時に言
葉が通じません。それでこれ
自体は法人税法の本法に入っ
たわけですよ。これ以降の改
正は、全部法人税法の本法に
入っています。私は会社分割
だと後の連結なんていうの
は、租税特別措置法に入れる
べきではなかつたかな、と思
うんだけれど、国側に言わせ
れば、分割っていうのは、合併、
分割現物出資、事後設立は同
じなんだ、だからそれは本法
に入れて組織再編成税制とし
て理論構築しなきゃいけない
で組織再編成税制ということ
にしました。というのは、会
社分割でいうけど、さっき言つ
たように、会社分割でいうの

は分割であり、合併であり、
現物出資であり、場合によ
つては、一〇〇%じゃないでしょ。
合併できなくなっちゃうじゃ
ないですか。だから共同事業
と、そして原則としてはすべ
て時価引継だと、だから会社
分割するときに、違う会社を
作つて資産を移転したらそれ
は時価で売つたとみなす、て
言うんです。合併したときも
時価で売つたと見なす、だか
ら譲渡益課税がおきちゃうわ
けです。でもそれは無茶でしょ。
ただ実際には簿価引継でない
と分割とか合併とかする人い
る、ていう条文になつてます。
それで特別な要件がある場合
についてだけ簿価引継を認め
る、でもそれは無茶でしょ。

企業再編税制で特に気をつ
けたいのは、繰越欠損金の取
り扱いです。適格合併の場合
は、どちら解説書を見ると普通の
場合は時価引継なんだ、そし
て要件が合つた場合に限り簿
価引継なんだ、という構図に
なつてます。その要件は、一
〇〇%要件、五〇%要件、共
同事業要件、この三つがあり
ます。ここでは二つの制度で
あります。あるオーナーがA社を一
〇〇%支配している、同じオーナーがB社を一〇〇%支配し
ている、この関係だったらA
社とB社が合併しても適格だ
いわけです。ただ新日本製鉄
は分割でいうけど、さっき言つ
たように、会社分割でいうの

と日本钢管が合併するときに
は認めないということになつ
ているんです。まあ期間制限
がありますけどね。
組織再編成税制はまだどこ
に穴があるかわからんない、て
いうのは課税庁側自体がまだ
分かつてないですよ。あっち
銀行と銀行が合併する場合も、
同じ要件ならいいよ、てわけ
です。ただ支配要件は同じ支
配なんだから、同じ財布の中
で移動するんだから、時価に
含み益を実現させなくていい
んじゃないか、という理屈が
通る、これ分かりますよね。
でももう一つの共同事業要件
はどんな理屈なんだい、違う
税特別措置法なんですよ。理
論じゃないんですよ。

企業再編税制で特に気をつ
けたいのは、繰越欠損金の取
り扱いです。適格合併の場合
は、どちら解説書を見ると普通の
場合は時価引継なんだ、そし
て要件が合つた場合に限り簿
価引継なんだ、という構図に
なつてます。その要件は、一
〇〇%要件、五〇%要件、共
同事業要件、この三つがあり
ます。ここでは二つの制度で
あります。あるオーナーがA社を一
〇〇%支配している、同じオーナーがB社を一〇〇%支配し
ている、この関係だったらA
社とB社が合併しても適格だ
いわけです。ただ新日本製鉄
は分割でいうけど、さっき言つ
たように、会社分割でいうの

と日本钢管が合併するときに
は認めないということになつ
ているんです。まあ期間制限
がありますけどね。
組織再編成税制はまだどこ
に穴があるかわからんない、て
いうのは課税庁側自体がまだ
分かつてないですよ。あっち
銀行と銀行が合併する場合も、
同じ要件ならいいよ、てわけ
です。ただ支配要件は同じ支
配なんだから、同じ財布の中
で移動するんだから、時価に
含み益を実現させなくていい
んじゃないか、という理屈が
通る、これ分かりますよね。
でももう一つの共同事業要件
はどんな理屈なんだい、違う
税特別措置法なんですよ。理
論じゃないんですよ。

企業再編税制で特に気をつ
けたいのは、繰越欠損金の取
り扱いです。適格合併の場合
は、どちら解説書を見ると普通の
場合は時価引継なんだ、そし
て要件が合つた場合に限り簿
価引継なんだ、という構図に
なつてます。その要件は、一
〇〇%要件、五〇%要件、共
同事業要件、この三つがあり
ます。ここでは二つの制度で
あります。あるオーナーがA社を一
〇〇%支配している、同じオーナーがB社を一〇〇%支配し
ている、この関係だったらA
社とB社が合併しても適格だ
いわけです。ただ新日本製鉄
は分割でいうけど、さっき言つ
たように、会社分割でいうの

法人・個人事業主のお客さまに 京銀ビジネスカードローンR

融資極度額 ▶ 500万円・300万円

融資期間 ▶ 最長2年以内

◆担保・保証人は不要!

(法人のお客さまの場合のみ代表者を保証人といたします)

◆インターネットEBの活用で、お借入れ・
ご返済の手続が可能!

◆急な資金需要があつても安心!

詳しくは下記のフリーダイヤルまでお気軽におたずねください。

京都銀行

<http://www.kyotobank.co.jp/>

ビジネスローンセンター
0120-075-806

受付時間: 9:00~17:00(月~金)

*ただし銀行の休業日は除きます。

はNOと言ふわけです。そして買い受け人として当社を指定するわけです。それで買いたいんです。そして担保としてこの株をとるわけです。もつと極端な脱法ならオーナーの相続人に五千万貸してあげればいいんです。そして担保として実行して買い取ってしまえばいいわけです。二番目は自己株式の処分は新株の発行と同様にみなす、三番目は法定準備金の減少手続きです。たとえば一億円払い込みさせることで資本金一億の会社にすると、翌年から配当ができるようになります。これは詐欺師が利用するんじゃないかな、て気がするんですけど。それから額面株式の廃止、そして単元株制度の導入と種類株式毎の単元の株数、つまりたとえば配当優先株は一〇〇株で一单元だよ、普通株は一〇〇株で一单元だよ、ということができるらしいです。一单元について一議決権ですからね、株主平等の原則はなくなっちゃったわけです。ここで商法の基本理念が変わっちゃったわけですね。昔の商法の基本理念というのは株主平等と債権者保護だつたんですね。何しろ株主平等じゃないんですから。債権者保護については、資本剩余金の四分の一だけ残せばあと配当しちゃってもいいわけですからね。新商法の思想は

何かといったら、投資家の自己責任です。そして会社は情報開示しなくてはいけないよ、というふうに思想が変わったんじゃないですか。次に税法の思想ですけど、旧税法は課税の公平でいうのが原則だったと思うんですけど、新税法は課税の公平ではなくて、租税同避の防止っていうのが思想になつたと私は理解してるんです。商法の改正というのは大会社を前提にしてるんです。だけど税務署は大会社のことは考えなくていいんです。そちらの中小企業が、どうしてこれを使つて脱税しちゃうか、ということ防ぐために税法を作るのはなんです。そう私は理解します。

を買い取るときの株価がいくらか、ということがわかつてないんですよ。これは昔自己株式の取得を認めたときに、通達が出なかつたでしょ。なぜ通達が出なかつたかというと通達を書いたら抜け穴がみえちゃいますからね。通達を出さなければ、実務家というものは実務処理できないでしょ。だから自己株式を利用した節税ができないわけですよ。また金庫株の取得についてもまだ通達を出してませんよ。国はきっと恐くて出せないんですよ。

第四回改正、讓渡制限会社

二〇〇万円に引き上げ、そして非適格のストックオプションは給与所得、事業所得、離所得として課税する、ストックオプションを利用した会社の支配が可能になるだろう。

第五回改正が責任の軽減です。大和銀行のさつきの莫大な損害賠償金を取締役が受けちゃって、実業界がパニックになりました。そこでもらうてる給料の三年分でOKだとかいうふうに法律を改正して定款に書いたり、株主総会で決議すればその金額を限度として賠償義務を負えればいいというふうに改正されたということです。

第六回改正は、委員会を設置する会社というものがつゝられました。そして現物出資についての財産の価格の証明これは税理士ができるんです。そして種類株式の発行、どんな種類を作つてもいいといふわけですから、極端に言えば残余財産の請求権のない株を発行するのも可能だと思うんです。死にそうなお父さんの株をこれに変えちゃうんですね。そしてお父さん死んじゃって子供が相続した、よし、もとこの株に戻そうとかね。どうなんのかな、課税局は。そして紛失株式の届出制度、これは株をなくすと裁判所に届けて

いたのを、会社に届け出れば、株は無効になつてまた新たに株が発行できることになります。した。
税法の改正では、連結納税制度、受取配当等の益金不算入割合の引き下げ、そして、退職給与引当金制度を廃止する、という改正が通りました。

第七回改正は、一二、三日前に通りました。自己株式の取得を取締役会の決議によつても認めること、定時総会まで待たなくていいというものですが、これは上場会社に限るというもので、中小企業には使えません。